

(仮称)児童福祉審議会の設置について(案)

1 児童福祉審議会

- ・児童福祉法に規定する事項を調査するための審議会。政令指定都市は必置。

(調査審議事項) 里親認定、児童養護施設等への入所措置決定、児童虐待の事例検証、保育所の設置認可など

- ・本市では昭和31年に設置したが、昭和62年に大阪市社会福祉審議会と統合し、社会福祉審議会の分科会として運営し、現在に至っている。

昭和60年7月「地方公共団体の事務に係る国の関与等の整理、合理化等に関する法律」の制定、「社会福祉事業法」の一部改正
 ⇒ 社会福祉審議会において、児童福祉に関する事項も調査審議できるようになった。

2 児童福祉法の改正 (児童福祉審議会の権限強化 平成28年10月施行)

- ・理念規定において、こどもの権利やこどもの意見尊重・最善の利益の考慮などが明確化 (第1条、第2条)
- ・児童福祉審議会がこどもや家族の意見を聴くなどの手続きを新たに規定 (第8条)
- ・児童福祉審議会の委員として、公正な判断ができる者を選任することを明確化 (第9条)
- ・こどもや関係機関から、児童福祉審議会が直接意見・苦情等を受け付ける仕組みについて、国が検討中。

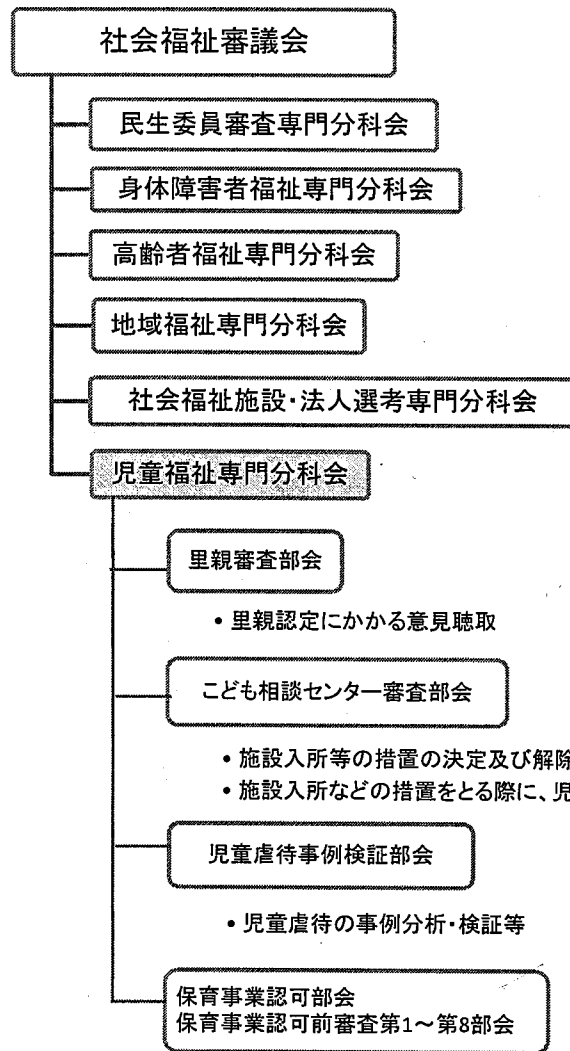
3 (仮称)児童福祉審議会の設置 (社会福祉審議会からの独立)

- ・児童福祉法の改正を受け、現行の児童福祉専門分科会の機能強化・活性化を図るため、(仮称)児童福祉審議会として独立し、調査審議を進めていく。
- ・委員については、現行の7名から20名程度に増やし、施設・事業者・利用者など現場からの意見を幅広く伺う。
- ・平成30年4月設置

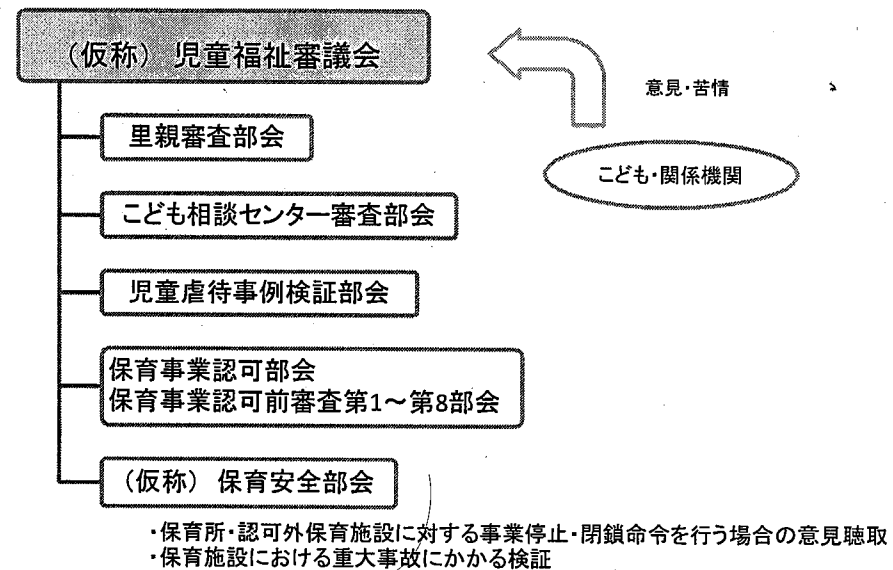
4 今後のスケジュール

平成29年3月	社会福祉審議会への報告、委員からの意見聴取
12月(今後調整)	社会福祉審議会での組織改編案を審議
平成30年2月	条例案を市会へ上程 (児童福祉審議会条例の制定、社会福祉審議会条例の改正)
4月	(仮称)児童福祉審議会の設置

現 行



平成30年4月から



(仮称) 児童福祉審議会

委員(案)

保育施設
児童養護施設等
里親
民生委員児童委員
主任児童委員
大阪市社会福祉協議会
地域子育て支援拠点事業者
ひとり親家庭福祉連合会
医師
歯科医師
助産師
弁護士
有識者(児童福祉)
有識者(社会的養護)
有識者(児童虐待)
大阪府警

審議内容(案)

1 児童虐待対策への提言

平成28年6月に児童福祉法が改正され、児童虐待について発生予防から自立支援まで、一連の対策の強化が図られた。

市町村(=区保健福祉センター)の体制強化として、在宅支援を行うための拠点整備や要保護児童地域対策協議会の機能強化、児童相談所から市町村(=区保健福祉センター)への事案送致があげられている。

平成29年度の区との調整を経て、平成30年度から実施していくが、その検証を行い、有効な対策につなげていく。

2 こどもの貧困対策についての意見交換

平成30年度から本格実施される事業の評価、今後の施策展開について、専門的な見地から意見交換を行い、こどもの貧困対策推進本部会議へフィードバックする。

3 各部会からの報告

各部会の審議内容についての報告を受け、意見交換を行う。

4 こども・関係機関からの意見聴取

こどもや関係機関から、直接意見・苦情等を受け付ける。
(詳細は国において検討中)

- ・ 会議の開催
年複数回
- ・ 事務局
こども青少年局